

第475回（定例）福崎町議会会議録

平成29年9月20日（水）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年9月20日、第475回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可をいたします。
1番目の質問者は、山口議員であります。
質問の項目は
1、前回の質問について
以上、山口議員。

山口 純議員 議席番号8番の山口純です。

8月に各戸配布された議会だより143号に掲載した私の一般質問の内容の中で、福崎西中学校関係者の皆様からご指摘を受け、福崎西中学校のほうで8月8日の夜に関係者の皆様にお集まりいただき、議会だよりの記事の内容、記事の表現の中で、関係者の皆様が不快に感じる部分があり、誤解を招く記事を掲載したことに關するおわびをさせていただきました。

記事の表現に不備があったことについては、関係者の皆様に対する配慮に欠けた内容であったと認識し、関係各位にご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

前回の質問は、安全管理についての調査中の一例として、福崎町の特産品であるもち麦の生産者のご意見を軸に構成された内容でした。ここでご理解いただきたいのは、防球ネットから練習の球が飛び出し、コンバインに当たり、そのはね返った球がもち麦生産者に当たってしまったことは事実であるということです。この事象がきっかけで、前回の質問に立ったわけですが、もち麦生産者の方にけががあったかなかったかという話で済む問題ではないという認識が、当時の私にはありました。私は、町民から選ばれた議員であります。町民の要望をそのまま理事者に伝えるだけならば、子どもにでも可能であります。事象をきっかけに防球ネットの不備を数年間放っておいた現状を正し、将来あの学校に通う子どもたちが同じ事象を繰り返さない環境を早急に整えるためにも、現場で働くもち麦生産者の生の声を交えた説得力のある質問にしなければ、福崎町の貴重な財源を使って防球ネットを直す動機につながらないと考えた上での質問でした。

しかし、議会だよりに記事として掲載したときには、文字数制限の都合上、要点のみを掲載した形になり、結果、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、改めておわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

ぜひ、教育長からご教示お願いいたします。

教育長 この場において私が議員に教授する立場にはないと、こういうふうに思います。そこで、私のつぶやきを述べたいと思います。私のつぶやきでございます。
関係者の話し合いに応じた今回の質問であり、約束等もきちんと果たされたとは敬意をあらわします。私は、議会での質問は、議員として大切な活動の場だと思っております。事実は事実として報告されるのは当然です。ただ、そこにかかわるいろんな立場の人たちの思いも配慮に入っておれば、さらによかったのではないのでしょうか。

学校教育と家庭教育の違いを少し述べさせていただきます。

学校教育には教科書があります。社会教育には教科書はありません。

二つ目、学校教育は答が一つに求める傾向がありますけれど、社会教育には、人の数だけの答がある。

三つ目、学校教育には卒業がある。しかし、社会教育には卒業はない。

このような、私の今現在のつぶやきでございます。どうぞよろしくお願ひ申し

上げます。

山口 純議員 以上で質問を終わります。

議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。
次、2番目の質問者は、牛尾議員であります。

質問の項目は

- 1、安全・安心のまちづくりについて
- 2、町道の管理について
- 3、全国に向けた福崎町の発信について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号9番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、今回、日本に襲来いたしました大型の台風18号により、全国的に大きな被害が発生をいたしました。被災された方々に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

当福崎町におきましても、土砂災害等が発生していると聞いております。お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の項目は、安全・安心のまちづくりについてでございます。

近年、地球温暖化の環境問題の影響で、全国的に異常気象の発生件数が増加し、それに伴う災害発生件数も増加しています。とりわけ、大気的不安定により、突発的で天候予報による正確な予測が困難な局地的大雨、いわゆるゲリラ豪雨が、この夏も頻発をいたしました。

播磨地域では、8月18日未明から朝にかけて、記録的な豪雨となり、大きな被害が出ました。特に、福崎町の上流に位置する市川町や多可町においては、土砂崩れや浸水被害が多数発生をいたしました。福崎町におきましても、福田地区などにおいて、民家で床下浸水の被害が発生をいたしました。今後ともこうした自然災害の発生が予測されますので、今回の台風18号による豪雨の状況も含め、それらに対する防災・減災対策について、お尋ねをしたいと思います。

まず、8月18日のゲリラ豪雨についてですが、人的また家屋・道路・橋梁・農地・農業用施設などの被害状況について、町が把握されている情報を知らせてください。

総務課長 18日のゲリラ豪雨の災害でございます。

床下浸水が9件、農地・畦畔等の崩壊が4件、農業用施設で水路の被害が5件、林地の小規模土砂崩れが1件、林業施設で林道への落石が1件、堰堤埋没が1件、道路では、町道890号線と198号線で小規模ですが土砂の流入がございました。河川では、三谷川、七種川で堤防内穿掘や崩壊、ほかに、スポーツ公園グラウンドに大志山から土砂が流入しました。また、福田大歳神社前の水路に新聞配達員が転落する事故がございました。以上の情報はつかんでおります。

牛尾雅一議員 今、報告をいただきました。

そうしますとその被災物件というんですか、いろいろあるんですが、復旧方法はどのように考えておられるんでしょうか。

まちづくり課長 道路と河川についてでございますが、町道板坂塩田線の桜上池付近の崖崩れにつきましては、通行の支障があったために、緊急業者で撤去済みとなっております。

また、大学内の町道890号線の崖崩れでございますが、これは大学との管理

協定がございまして、全額大学の負担で復旧を終わっておるところでございます。

また、河川の2カ所につきましては、いずれも県管理河川でございますので、県で対応を検討中でございます。

以上でございます。

農林振興課長 農林関係ですけれども、福田の水路の法面の漏水につきましては、方法は未定ですけれども、町の単独土地改良事業で検討中であります。

また、田口の水路の土砂埋没については、土砂の撤去を同じく町単土地改良事業でやる予定となっております。

また、田口の水路の架台の崩落については、構造物撤去を災害認定として検討しているところでありませう。

また、田口の法面崩壊の2カ所については、ブロック積み工を災害認定で、もう1カ所は町単土地改良事業にて行う予定となっております。

もう1カ所の田口の法面崩壊については、畦畔工を個人で直すというふう聞いております。

また、板坂の林道の落石につきましては、土砂の撤去を地元の対応で行うということになっております。

それから、西光寺野土地改良区の水路の土砂埋没ですけれども、場所は市川町なんですけれども、これにつきましても町単土地改良事業にて行います。

それから、山崎の千束の水路の土砂埋没につきましても、町単の土地改良事業で行います。

以上です。

牛尾雅一議員 今、報告をいただきまして、大変たくさんの復旧の件数がありますので、大変ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回また床下浸水が今9件ということをお報告でいただいたんですが、その被害の原因というんですか、雨量が多過ぎるというのが一番と思ひますが、ほかに考えられる点はどのようなことがあるのか、教えていただきたいと思ひます。

公営企業参事 ご質問にございましたように、雨量が多かったということが一番の原因かと思ひます。当日のアメダスの記録を見ますと、4時前からの60分間で42ミリという降水量でございますので、これによりまして、被災家屋の近隣水路、これが排水能力を超えてしまったということで、溢水して、家屋の敷地に流れ込んできたというのが、一番大きな原因だと思ひます。

牛尾雅一議員 雨量が大変多かったということなんですけれども、今よく駅東雨水幹線とか、いろいろしていただいておりますが、雨水幹線的なものについて、まだ問題があるというんですか、これができれば解決するというふうなところはあるんでしょうか。

公営企業参事 雨水幹線の整備計画に当たりましては、これまで大雨の際に浸水被害が多発しておりました市街化の区域内を中心にその区域の排水をどのようにして吐けばいいのかということで、雨水幹線の計画を立てております。福田あたりですと、今、駅前では駅東雨水幹線工事の整備を進めているところでございます。

また、今後につきましては、千束水路から七種川に流れていきます直谷第2雨水幹線の計画を進めようという考え方でございます。

牛尾雅一議員 今、報告いただきましたので、雨水排水の処理能力というんですか、ルートについても、問題というんですか、水路が狭いということで、あふれるということなんですので、その対策、今言っていただきました雨水の新たな整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この大雨の際に、必ずというんですか、たびたびJR湯口踏切の箇所が非常に低いというんですか、周りから、高校からの、グラウンドからの水もたくさん出るということで、あふれておりますけれども、委員会等で説明を聞いてみますが、JRとの対応ですね、協議をされておるといことですが、どのようになっているのかお知らせいただきたいと思ひます。

公営企業参事 ご質問の箇所につきましては、先ほど申しました駅東雨水幹線整備の排水区域に入っております。駅東雨水幹線の起点につきましては、湯口踏切の西北のところから整備をするわけですがけれども、JRの敷地内におきましては、JRと今、工法等の協議を行っております、敷地内については町が発注いたします第2工区の完成時期に合わせて、JRが整備をされるということ聞いております。

牛尾雅一議員 そのJRがされる工事が、この後供用されます駅東雨水幹線につながれば、あそこのホームの中というんですか、線路上にもまだ、今回も台風18号の際に、10時前ですか、あそこずっと見て回ったんですが、今までにないぐらいのすごい雨の水が踏切のところ、またそれでホームに向かって線路内にも非常にたまっておりました。そういうことなので、今、教えていただきました、そこができますとずっと引いて、幹線に入って、七種川に出るといこと、解消されるということ期待しております。

先に課長から答弁いただいたんですが、以前の一般質問におきまして、平成30年度に福崎駅周辺整備事業が完成いたしました後に、新たな雨水幹線整備として、福田大歳神社前から西側へ向かう水路を拡幅整備して、七種川へ放流するルート雨水幹線工事を検討していただいているという答弁をいただいておりますので、ぜひ実現をしていただきたいと考えています。

8月18日のゲリラ豪雨の際にも、大歳神社前は水路と道路の境目がわからないほど雨水があふれた状態でごさいます、不慮の事故が発生をいたしましたけれども、福田区の区長、副区長により人命救助が行われ、事なきを得ております。

今回の台風のときの豪雨時、9時半から10時ごろでは、どのような状態だったのか、わかれば報告をお願いいたします。これはその通告はしておりませんので、あれなんです、私は、9時半から10時、9時半過ぎにそこを気になりましたので、車で見回りというんですか、あまりそういうときに動くのは悪いといことなんかもわかりませんが、行きました。そうすると、今までに見たことないぐらいの雨水が水路、上井から越して、そしてその越した水が前町議のお宅の東側の田んぼに大量に流れ込んでおまして、前町議宅の前の町道が20センチから30センチの雨水の、川のような状態でごさいます。

です、そのような状態を目の当たりにいたしますと、第2雨水幹線ですか、その幹線整備が実現をいたしましたとしても、近年、50ミリ、60ミリ、それ以上の雨量といことが頻繁に起こりますので、十分な断面が確保できない可能性も出てまいりますので、私はあそこのスポーツ公園の下からちょっと見ておりましたら、高低差を利用して財産区北側の十字路に町道福田七種線を利用して、ずっとそこを、道路の真ん中に雨水幹線を入れていただきまして、JRの第3西山筋踏切を横断して、今つくっていただいております駅東雨水幹線に接続する暗渠排水ルートの追加を検討していただけたらどうかというふうにも、私の素人の考えなんです、今の高低差を利用して、そうなる、今までにないような水はけが実現するのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

公営企業参事 雨水幹線の整備の前提は、福崎町の7年確率の降水量に対応するように設計をしておりますが、時間雨量でいきますと46ミリでございますので、昨日の台風のような大雨が降りますと、溢水するおそれはあるんですけども、そういった形で全体的な計画を立てているということをご認識をいただきたいと思っております。

その上で、先ほど申し上げました直谷第2雨水幹線を整備していこうという考えでございます。

当然その今のルートの中で、個人さんの土地も協力いただかなければならないところもございますので、地元区との協議は今後進めていく予定でございますので、ご提案のところにつきましては、そういうことでございますので、現時点で検討をする考えはございません。

牛尾雅一議員 これから先どのようなこと、そんな災害の起こる予測を、来ないほうがいいんで、考えたくはないんですが、近年そういうふうな異常気象というんですか、今までにないようなことが起こっていますので、また考えてもいただきたいと思っております。

今回、8月18日のゲリラ豪雨の際に、県が福崎高校の校庭貯留について総合治水条例を制定されたこともあって、雨水の浸水対策に取り組んでおられて、その減災対策の一環といたしまして、平成28年度事業におきまして、県立福崎高等学校では、指定雨水貯留浸透施設の指定を受けまして、グラウンド周辺に小さな堰というんですか、それを設置されて、流出量を抑制し、雨水を一時的に貯留する校庭貯留が整備をされております。福崎高校の第2グラウンドでございますが、今回その、この施設が機能しなかったというんですか、福田のその高校東側のところの方のお宅が床下浸水ということを知っておりますので、その機能というんですか、しなかったのかちょっとお尋ねをいたします。

まちづくり課長 このグラウンドには兵庫県がカメラを設置しておりまして、記録が残っております。夜間は暗くて映っておりませんが、早朝の5時には水位が18センチございまして、約500立方メートルの水を貯水していたことが確認できまして、一定の効果があつたと考えております。

牛尾雅一議員 これはそしたら、ためるのは自動的にたまるということで、夜間でしたら高等学校の施設の管理は福崎高等学校というふうにプレートにありましたんですが、別にその人的に操作するとか、そういうことはなくてもいい施設なのではないか。

まちづくり課長 県と高校の間に管理協定が結ばれておりまして、通常の点検とか清掃につきましては適切に行われております。

当日の状況ですが、排水吐けにつきましては、きちっと閉じられておりましたので、今回一定の貯水効果が見られまして、排水口であり、放流口でありますオリフィスから、徐々に排水される状況で機能を果たしておるという状況でございます。

牛尾雅一議員 次に、そのところは福崎高校の第1グラウンドですか、そこはもっと広いんで、そこからすごく雨水が出ますし、またその上のほうの高いところからもぎゅーと来てる、一番低くなってる場所ですので、雨水がたまる場所でございますので、今のところその駅東雨水幹線につないでいただくまでは、そういう状態が大雨のときにはまた再現されるのではないかというふうなことを危惧もしております。できるだけ早くJRのほうと協議をしていただきまして、それが実現できるように望んでおきます。

次に、平常時から大雨の際に災害の発生が予測される箇所を事前に把握してお

くことが大切ではないかというふうにも思います。ですので、業務外ということになるかもしれませんが、農業委員会では農地パトロールというのを定期的にされておりますので、被害の農道にかかる橋とか、農地・農業施設で危険と思われるような施設を見て、点検をしていただいたりとかですね、目視でもいいんですが、そうしていただけますと、役に立つと思うんですが、そういうことはできないでしょうかね。

農林振興課長 農業委員会の農地パトロールにつきましては、農地パトロールの実施要領に基づいて行っておりまして、耕作放棄地や農地転用の違反等を確認しております。ですので、災害発生の危険場所については点検はしていません。

牛尾雅一議員 ずっとこう町内を回られまして、放棄地というのは割とその、ちょっと山間とかということも多いですので、回られた先には、もしその目視というんですか、目で見られても、そういうところがもし懸念されるようなところがありましたら、また農林振興課のほうに伝えていただけるようなことになればいいのではないかとこのふうにも思います。

そのように、山林とか農地の危険なところ、また、その安全な避難場所、追加というんですか、日々そのいろんな状況が変わりますので、追加をいたしましたハザードマップというのを町ホームページで、今のハザードマップを町のホームページで定期的に更新をされて、住民の方に情報公開をしていただきましたら、非常に有効じゃないかと、新たなその危険な箇所とかが、3年に1度と聞いとんですが、全戸に配布されるハザードマップを配布されてきていただいとんですが、ホームページを利用していただきましたら、瞬時にわかります。最近の家庭では、インターネットの、またスマホも活用されておりますので、住民の方に対する情報公開には非常にいい、もってこいではないかというふうに思います。そのあたりのことをお尋ねいたします。

まちづくり課長 県では土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域と呼んでおりますが、これを平成28年度で田口と高岡地区、そして29年度でそれ以外の区域を指定する予定としております。また、水防法が改正されまして、県は平成29年度中に市川の浸水想定区域の見直しを行っております。平成30年度に、これらの情報を反映しましたハザードマップの改訂を行いまして、あわせてホームページその情報を掲載したいと考えておるところでございます。

牛尾雅一議員 よろしくお願いたします。

それで、今回もそうですが、前回のゲリラ豪雨のときも、市川の上流で、市川、多可町はまあちょっと東なんですけど、市川の上流でその豪雨がありますと、時間差というんですか、少し立ちますと、福崎町に大変多くの雨水が流入してまいりますね。1時間の雨量が50ミリとか60ミリというのは、最近は特別の雨量ではなくなってきたように感じます。1時間の雨量がそれ以上になりますと、生野ダムの放流ということも考えられます。そのあたりを含めた対策が必要になってくると考えております。

それでですので、そういう事態が起こりますと、どのような地域で、どのような事態が想定されるというふうにお考えでしょうか。

まちづくり課長 市川の氾濫危険水位でございますが、平成29年4月から、以前では6メートルでございましたが、5.7メートルに引き下げを行っております。この水位、5.7メートルに市川が達するのは16年に1回といわれております。さらに水位が上昇しますと、堤防の天端に到達しまして、現在のハザードマップでお示しをしております区域に洪水により浸水の発生が想定されるという事態でございます。

牛尾雅一議員　そういうことがないことを願っております。今、報告していただきましたことを活用して、被害が少しでも少なくなる取り組みを皆で考えていきたいというふうにも思います。

次に、福崎町は面積が決して広くない町でございますけれども、近年のゲリラ豪雨の範囲を見ますと、雨の量が集中するエリアと、少し離れると、少ししか降らないというようなエリアがあり、大変むらがございます。正確に情報の収集をして、分析をするというふうな意味でも、町内の4小学校区に観測の地点を設けていただくために、雨量計とか警報の装置を設置していただけたらいかかと思うんですが、どうでしょうか。

住民生活課長　防災の気象情報につきましては、気象庁が発表します警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報などにより、対応をしていることになっております。

福崎町につきましては、山間部と平野部といった地形の違いは多少ありますが、議員が言われましたように町域がそんなに広いわけではございませんので、雨量計等につきましては、今のところ、現在あります福崎地区、それから田原地区、2カ所ございますので、この観測でいいのではないかとということでは考えております。

牛尾雅一議員　またこれから先に、今以上にゲリラ豪雨というんですか、局地的な集中豪雨の件数がふえましたら、また検討もしていただきたいと思っております。

次に、9月1日は防災の日ということで、その日を中心といたしまして、防災週間、そしてまた防災月間ということでもありますので、町といたしまして、どのような啓発活動とかイベントを実施されておられるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長　期間中におきましての取り組みにつきましては、特にということではしていませんが、県や町の補助金を活用しました防災訓練、それから、講習会等の実施の呼びかけや、それから、防災啓発に関しますポスターの掲示をするなどしております。

また、今年度は、町広報に6回のシリーズで、知っておきたい防災情報、防災対策というものを掲載するなど、住民の方への防災に対する周知を図っているところではございます。

牛尾雅一議員　今、答弁いただきましたが、住民の防災意識の向上につなげるさらなる啓発活動を期待いたします。

次に、防災に対する取り組み、今、自律（立）のまちづくり交付金を各自治会が活動されて、活用されて、いろんな取り組みをされておりますけれども、交付金以外に何か支援策が必要ではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

住民生活課長　県の助成事業になりますが、自治会で防災訓練や防災講義を実施される際に、講師や運営助言者として兵庫防災特別推進員を派遣してもらえる事業ですとか、自主防災組織におけますリーダー育成や防災訓練にかかります経費の2分の1を助成する事業などがございます。これらにつきましては、毎年、各区長に申請募集の案内を行っているところでございます。

また、町におきましては、防災資機材の購入につきましては、20%の自治会補助金事業もございますので、活用いただけたらというふうに思っております。

牛尾雅一議員　続きまして、今年度は女性委員会の委員会では、防災をテーマにしたワークショップを行われているということ、今議会の冒頭の町長のご挨拶にありました。それですので、どういうふうな内容なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

総務課長 女性委員会につきましては、研修会を含めまして年5回実施をいたしております。今年5月に1回目を開催して、10月4日に2回目を開催する予定でございます。

この2回目では、役場の担当職員が自主防災組織、また、防災マップの話をし、その後、グループに分かれまして、女性の目から見た防災ということで、議論をいただく予定としております。その後、発表もでございます。

3回目以降につきましては、ワークショップも含め、防災施設の視察やAEDの講習等も予定しているところでございます。

牛尾雅一議員 地域におきましては、女性のほうが人口も多いというような状態でございますし、ある程度年配の方が経験も豊富でございます。そしてこの女性委員会に出られている、各自治会からの委員が、いろんなことを、今説明をいただきましたことを勉強していただきまして、また地域で、啓発というんですか、女性を含め、全ての方に、自治会の集会で、そういうことが広がればということをお願いしております。

続きまして、10月29日に実施予定の町の総合防災訓練というものが、実りのあるというんですか、非常に効果のあるものになるように、一般の住民の方にも積極的に参加をしていただきたいというふうに思っておりますが、どのような内容になるのか、教えていただきたいと思います。

住民生活課長 10月29日に実施します防災訓練につきましては、警察や消防、自衛隊等も参加していただく、総合的な訓練を考えております。

住民の方につきましては、多くの方に参加していただきたいわけではあるんですけども、会場の大きさ等もございまして、一般の方につきましては、近隣の自治会の方のみの参加予定としております。

そのほか、例年民生委員さんをお願いして、実施しております災害時の要援護者の安否確認訓練なども合同で実施することとしております。これにつきましては、町内全域での実施ということでございます。

牛尾雅一議員 会場のスペースの問題もありますので、町の方ほとんどの自治会の方が参加するというのは物理的に無理でございますので、今、説明いただきましたことを、町広報などで知らせていただきまして、一般の方もこういうことを町がやっていただいているということで、とにかくその基本は自分の身は自分で守るということを心がけていただきまして、災害にあわない、大きな災害が来ても、減災となるようなことを、町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の項目について、お尋ねをしたいと思います。

町道の管理でございます。福崎町は車社会でございまして、住民の方が仕事とか買い物で、毎日車を運転される方が多数おられます。観光客の方や、工業団地の輸送トラックなども当然車を利用して福崎町にやってこられます。

そのため、多くの車両が1級、2級の町道を通行しますので、ドライバーの方は町の玄関口、廊下ともいえる町道から町のイメージを持たれるのではないかとというふうに思います。町道がきれいに整備されているか、交通安全対策は行き届いているか、そういった視覚的な印象で、町のイメージは変わってくるのではないかと思っております。

そこで、町道の維持管理について、お尋ねをしたいと思います。

まちづくり課が所管する町道の維持管理業務について、6月末の入札で、町道1級、2級路線、維持管理業務委託の請負の業者の方が、有限会社上月電設に決定をしておりますが、どのような業務内容になっておるのか、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 町道1、2級路線のうち、特に優先度の高い29路線、延長にしますと約35.9キロメートル、面積にしまして4万平方メートルでございますが、道路の両脇1メートル区間の草刈りを1回実施をいたしまして、その刈った草の、草及びごみの収集、運搬、処分等が業務の内容でございます。また、平成28年度から飛び石防護も業務のうちに加えております。

以上でございます。

牛尾雅一議員 そういうふうに非常に広範囲にさせていただいてんですが、近年その夏場が、今年の特になんですが、高温多湿といいますか、雑草の生育が非常に早くて、今までの草刈りをさせていただいているペースでは、処理が間に合わないようにも見受けられます。どういうペースで、どういう基準で、草刈りをされているのかをお尋ねいたします。

まちづくり課長 区長会要望でありますとか、現在実施しております行政懇談会の場でも、その草刈りの話はよく出るわけでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、業者委託につきましては、年間1回の草刈りとなっているところでございます。

また、特に中島井ノ口線の中国縦貫道路より南の区間では、街路樹にアベリアを植えておりますが、豆藤でありますとか、雑草が非常に早く伸びまして、交差点の見通しが悪くなるために、シルバー人材センターに委託をしまして、雑草引きを行っております。中国道の北側につきましては、ココロクラブなどのボランティア団体が、街路の草引き等をしてくださっております。

また、年間を通じまして、まちづくり課の土木工手がございますが、シルバー人材センターから一、二名の派遣を受けまして、ともに交差点などの見通しの悪い箇所を中心に草刈りなどに当たっているところでございます。

牛尾雅一議員 今、説明いただきました。

業者の方は、道路から1メートルということ刈っていただいているということでございます。私も刈られているのをちょこちょこ拝見するんですが、業者の方は比較的若い作業員の方が草刈りをされております。今、説明いただきました町の2トンダンプで回られておられるのを、町の職員の方1名と、シルバー人材から派遣されている高齢の方が2名でされております。道路の法面というんですか、急なところとか、危険なところを、少し費用がかさんでも、業者の方の範囲に入れていただけたらとも思います。そうしますと、シルバーの方の、今、シルバーの方も草刈りの多くの要望があるんですが、なかなか草刈りをしていただける、登録していただける方が少ないということも聞いておりますので、そういうふうに、業者の方が危ないところとかを刈っていただけるということになりますと、よりスムーズに町のほうの回られてるのが、もっと広くところに刈れるんじゃないかと思いますが、その点についてはどうでしょうかね。

まちづくり課長 道路の草刈りと申しますのは、交通の支障になる場合に町道管理として行っております。道路法面の草につきましては、交通の支障になるという影響が少ないと考えられますので、農地の所有者の方や自治会のクリーン作戦などをお願いしているのが現状となっております。

また、町道につきましては、27年度末現在で、路線数は762本、延長は約250キロメートルでございます。道路予算にも限りがありますので、法面まで手が出せないという状況でございます。

牛尾雅一議員 農振地域というんですか、市街化調整区域での町道の法面も、農家の方の善意で今までもずっとボランティア的に刈っていただいているところも多くあるん

じゃないかというふうにも伺っていますが、高齢化の影響で非常に大きな負担となっているんじゃないかというふうに思っております。町が法面も刈っていたら、農家の方というんですか、その市街化調整区域とか農振地域に住まわれている方の体力的とか経済的な負担を軽減できるのではないかというふうに思っております。

市街化調整区域の住民の方は、農家の方、非農家の方も含めまして、溝普請とかクリーン作戦、道普請などで草刈りを行っておられます。非常に近年その草の生育が早いということもありまして、非常に長時間に、昔でしたら1時間とか、もう長くても2時間で済んだのも、3時間とか4時間とか、非常に長くなって、負担となっております。このことは市街化調整区域の人口減少問題にも関係してくるんじゃないかと、若い人がそういうふうに出役というんですか、自治会のほうのそういう普請というんか、出役ということも年に3回とか何かありますし、そういうのをその草刈りがえらいとか、そういうことがもう田舎に住むという、田舎というんですか、そういう住むのを控えて、よそでというふうなことにもなりかねませんので、町として時代の変化を見据えていただきまして、雑草対策にこれまで以上に力を入れていただきたいと思います。

次に、明日9月21日から10日間、全国で秋の交通安全運動が、「みんなでつくる通学路の交通安全」を推進テーマに掲げて行われます。そこで、町道の交通安全対策について、お尋ねをしたいと思います。

町道東大貫溝口線についてでございます。この路線は、八千種小学校の大貫校区の生徒が道路を横断する箇所がございます。また、東中学校の生徒も多数通学時に利用する道路でございますけれども、速度規制が全線時速50キロとなっており、ドライバーの方によっては58キロとか60キロを超えてのスピードで走られる、スピード違反をして運転をされているんじゃないかというふうな、すごいスピードで行かれてるということも見受けます。非常に危険な状態でございますので、町内の他の道路は学校周辺は時速40キロとか30キロの速度制限をされてございます。ですので、東大貫溝口線だけが50キロじゃないかというふうに、私、町内を回りまして、思っておるんですが、その理由というんですか、それはどのようなことで50キロになっとんでございましょうか。

住民生活課長 道路の速度規制につきましては、警察公安委員会のほうで定めておるものでございまして、確認いたしますと、歩道の有無、それから狭隘箇所の状況、カーブの状況などといった道路の形状ですとか、それから、道路沿いの家屋の立地条件や交通量、それからまた交通事故の発生状況などを総合的に勘案をしまして、設定されているとのことでございます。こういったことで、東大貫溝口線の速度につきましても、50キロというような設定でしておるといところで聞いておるところでございます。

牛尾雅一議員 以前その歩道が片側ですけど、整備されたということで、以前は40キロだったのが50キロになったということを知ったことがございます。その歩道が東中学校の東側500メートルほどの地点で途切れております。そこはカーブの部分でもありますし、中学生の生徒さんが徒歩とまた自転車を押しながら通学をされております。接触事故というんですか、対向車が向こうからトラックでも来ますと、もう非常に接触すれすれというふうなこともちょこちょこ見ます。ですので事故が起こるまでに、生徒の方が安全に通学できるように、早急の歩道設置を望むものでございますけれども、いかがでございましょうか。

まちづくり課長 町道東大貫溝口線の東中学校周辺でございますが、昭和55年ごろに歩道設

置のために用地買収を進めておったところでございます。交渉もしたわけですが、当該箇所の地権者の協力が得られなかったということでございます。

牛尾雅一議員 以前その説明をお聞きしまして、道路の北側の所有者の方というふうにお聞きしました。ですので、なかなか応じていただけないということになりますと、南側、費用はかさむんですが、南側が農地ですので、そこを拡幅というようなことは考えられないのでしょうか。

まちづくり課長 南側の農地の方にも交渉をしております。ただ、道路法線を考えますと、その田んぼだけを買うのではなくて、家がございますが、その家にも立ち退きをお願いせなあかんということもございまして、非常に事業費が高つくということがあって断念したものでございます。

牛尾雅一議員 そうですね、家の立ち退きということになりますと、それはなかなか今説明を聞きますと、非常に難しいというふうに思いますけれども、生徒さんの安全ということ、人命、もし人命というふうなこともかかわりますと大変ですので、鋭意交渉というんですか、費用の安く上がるころの交渉を鋭意していただきたいというふうに思います。

そして、このたび、以前から地元の区長を初め、信号の要望がございました南大貫の、東大貫溝口線と大貫山田線ですが、その交差点の信号機設置に向けて改良していただけるということですけど、今現在どのような状態でしょうか。わかればお願いいたします。

まちづくり課長 公安委員会への信号設置の要望を行ったときに問題となりました、今議員のおっしゃいます交差点内につながる里道でございますが、これにつきましては、地権者の協力も得ながら、つけかえの作業を進めておるところでございます。

信号設置の要望の採択につきましては、現在未定でございます。

牛尾雅一議員 実は昨日あそこを通りましたら、測量をされておられましたので、ああもう進めていただいているなというふうなことで喜んでおりました。

次に、そこからずっと今度西のほうへ行きましたら、東中学校の西側の西光寺の交差点から播但道ボックスまでは非常にその急勾配の下り坂になって、くだりものぼりもなんですが、なっております。歩道も大変狭いですし、また道路ががたがたというんですか、路面がね、歩道の路面もそうです。冬場は5時ごろになりますともう真っ暗のような状態ですので、道路の改良というんですか、路面の改良というんですか、それで、自転車も割とスピードで、こうずっと下っている生徒がおられるのを見ますので、スリップ対策とか、防犯灯の増設などは検討していただけるのか、説明をお願いいたします。

まちづくり課長 主要な幹線道路の舗装の大規模な打ちかえでございますが、これにつきましてはおおむね5年ごとに舗装の傷みぐあいを点検する道路ストック調査というのを行っております。

この調査で、ひび割れ率等が高い舗装につきましては、国庫補助金を活用して対応が可能ということでございます。それまでの間は、危険な箇所については、応急措置で対応をしております。

あと、防犯灯につきましては、電柱2本に1カ所設置することと基準で定めておまして、西光寺交差点から播但道のボックスまでの間につきましては、その基準に基づきまして設置済みでございます。

牛尾雅一議員 私が夜通ったら暗く感じたんですが、今その2本に1本の割でついてるということでございますので、木が茂ってったりして、その部分が暗く感じたのかもわかりません。またよく見ておきます。

もう少し西へ行きまして、播但道ボックスから、町道中道線に朝夕非常にたくさんの方の企業というんですか、道の端にはりついておられますので、非常に交通停滞があります。以前その説明もお聞きしましたが、解消するための対策が今どのようなになっているのか、教えていただきたいと思っております。

まちづくり課長 播但道の南ボックス内の南行き右折車線の設置についてでございますが、現在、公安委員会と協議を進めております。

牛尾雅一議員 朝夕、非常に皆さん困っておられる状態なんで、その協議を進めていただきまして、早期の解消ができることを期待をしております。

続きまして、町内で主な町道1級じゃなしでも、県道西田原姫路線と西光寺の町道八千種八反田線の交差点、東中学校から、播但道おりの道路からちょっと北になるんですが、200メートルか300メートル北のその東西の道路なんですけども、約2カ月前には10日の間に2度、車同士による出会い頭の大きな事故が発生しました。ですので、今までいろんなこと、カーブミラーに、それからとまれとか、いろんな啓発の注意喚起をしていただいんですけども、私その今まで大きな事故が発生してございました八千種の庄村の信号機の西側のところとか、今、信号要望のあります南大貫のところですね、路面に20メートル、30メートル手前から、とまれという強調表示というんですか、それをしていただいってから非常に事故が減ってるというふうに思っております。ですので、そういう出会い頭的に事故が発生するようなところは、そういうことをしていただきましたら、安全に大きく寄与するんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

住民生活課長 交通事故件数が多かったりですとか、重大事故が起こった箇所につきましては、警察や道路管理者、それから役場住民生活課等と現場立ち会いをして対応を検討しているところではございます。今、議員が言われました交差点につきましては、まだあまり警察のほうからも聞いていないところではあるんですけども、今言われましたような警戒標識等につきましては、警察のほうで設置していただくということとなっておりますので、警察のほうと相談をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 一般質問中でございますけれども、暫時休憩をとりたいと思っております。再開は10時45分といたします。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時44分

◇

議 長 それでは、再開いたします。

牛尾雅一議員 それでは、3点目の全国に向けた福崎町の発信についてということでお尋ねをしたいと思っております。

全国的に今、地方創生が大きなテーマとなっておりますので、全国に向けて福崎町を発信していく取り組みについて、お尋ねをしたいと思っております。

町の地方創生には、柳田國男先生が軸となっていると考えております。柳田國男先生の民俗学を生かした妖怪造形コンテストや、妖怪ベンチ、カップのガタロウ、ガジロウが大変な好評を受けております。先日放映されました日本テレビの「心に刻む風景」でも、柳田國男先生の特集がなされておりました。

福崎町を全国的にPRしていくには、柳田國男先生の存在が欠かせないと考えております。PRをしていくには、メディア、テレビの力というんですか、テレビの影響力は今でも絶大でございますので、NHKの朝のドラマ、朝ドラと

いうんですか、あるいは民間の特別番組で柳田國男先生やご兄弟を主人公にした番組の制作を町として要望をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 議員がおっしゃいますとおり、カップのガタロウ、ガジロウや天狗、妖怪ベンチが各メディアに取り上げられた効果は絶大でありまして、辻川界隈に訪れる観光客は飛躍的に増加しております。これらは柳田國男先生の著書「遠野物語」「妖怪談義」からヒントを得、派生させてきたものでございます。

質問の中でもございましたが、9月10日、17日に放映されました、日本テレビの「心に刻む風景」では、柳田國男の見た風景、また、1年間預けられた三木家にも焦点を当てていただき、番組を作成していただいたところでございます。こちらから要望することは難しいと思うのですが、このようにテレビ局から要請がありましたら、積極的に協力をしていくつもりでございます。

牛尾雅一議員 今、課長の答弁もございました。柳田國男先生を含むご兄弟というので、それぞれの分野で功績を残されました故郷福崎町が誇る英才兄弟でございます。ぜひ、ドラマ化をしていただきまして、全国の人々に知っていただきたいと私は考えております。

また、朝ドラは視聴率もよろしいし、柳田國男先生の時代の時代風景、またご兄弟を絡め、遠野市との連携もございましたので、非常にいいドラマになるんじゃないかという、NHKはまだ優秀な脚本とかそういう方のお集まりの一番のテレビ局でございますので、非常にいいものをつくっていただけると、そうすることによって、福崎町が全国で知らない人がないぐらいの存在になると思いますから、ぜひその町として要望は難しいというふうに答弁でございましたけれども、住民の方の署名とか、テレビ局に対する請願とかそういうふうなことができれば、そういうことも行っていただいたり、私たちも行って、テレビ局に働きかけていけたらいいなと思うんですが、その点についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

社会教育課長 議員がおっしゃいますことはよく理解はしておるんですが、社会教育課としましては、柳田國男・松岡家記念館での顕彰はもとより、山桃忌、小中学校でのふるさと学習、柳田検定、日本民俗学会への福崎町賞授与等の事業を継続的に行うといった地道な取り組みが大事であると考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、地道な活動がずっとこう広がっていくということはよく理解をしております。年数もかかりますということもありますので、できればこういうふうなことが実現しましたら、一挙にということもございまして、私はそのように願うところでございます。

そして、この柳田國男先生もそうです。一番でございしますが、今度は大河ドラマ、日曜日の夜8時からされてますが、大河ドラマで姫路市がいろんなその取り組みをされて実現しました「軍師官兵衛」また、その「真田丸」で後藤又兵衛、福崎町ゆかりの人物でございますが、それにそこで登場している、活躍の場面も多々その放映の中にもありました。ですので、後藤又兵衛について、大河ドラマに、また大河ドラマとか民間の特別番組で取り上げていただけるようにPRをしていくべきというふうにも思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

地域振興課長 後藤又兵衛と春日山の関係につきましては、春日山城が又兵衛の家系であります播州後藤氏の居城であったということは記されているわけですが、又兵衛自身が春日山でどうこうしたという具体的な記述がないように思われます。

観光振興としての取り組みとなりますと、地元の思いといいますか、地元の熱

意がないと行政が先導いたしましても、なかなか盛り上がらないという面もご
ざいます。そのようなことから、地元有志の方で、発足予定の春日山城跡を研
究する会の取り組みに期待をしているところでございます。

牛尾雅一議員 後藤又兵衛は戦国時代の武将として、郷土の偉人というんですか、直接福崎町
に今の答弁では深くかかわっていないというふうなことでございますが、近隣
でございますし、春日山城にもたびたび来られていたということも聞いており
ますので、郷土の一員、また、歴史遺産ではないかというふうに私は考えます。

又兵衛は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康と、その3人にかかわる人物でござ
いまして、現代の日本人の方が大河ドラマで最も好まれる戦国の世で大活躍を
された人物でございますので、十分大河ドラマに取り上げていただける人物だ
と私は考えております。機会あるごとに、そういうようなNHKに対するそう
いう働きかけというんですか、そういうものをまた考えていただいて、ぜひこ
れも柳田國男先生同様、テレビで放映されるということになりますと、今、春
日ふれあい会館がもち麦の6次産業化の加工所の施設ということで、バリアフ
リー化を含めまして、大改修をしていただいております。そのまたその会館の
利用も含めまして、検討をしていただいて、後藤又兵衛と関係のあるといわれ
ました春日山城跡についても、いろんな国庫補助事業とか県補助事業とかを活
用していただいて、今は登山というんですか、近隣の方が朝夕に、適当な高さ
の山でございますので、体を鍛えるという意味で登山もされていますので、登
山とかツーリズムの観点も踏まえて、史跡としてまた整備を、今も登山道の整
備もしていただいとるんですが、これから先もそういうふうな整備をしてい
ただきたいというふうにも思っております。そこらのあたりについてお尋ねをい
たします。

地域振興課長 まず、春日山城跡の整備につきましては、地元発意による取り組みが非常に大
切だと考えています。施設や設備を整備いたしましても、その管理をどうする
のかや、春日山の歴史をどう引き継いでいくのかなど、地元で十分な論議をし
ていただいた結果を踏まえまして、整備の検討を進めるべきだと考えておりま
す。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、地元の方々のその熱意ある取り組みをしてい
ただきまして、町と一致協力していただきまして、よりよきものになることを
願って、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、牛尾議員の一般質問を終わります。
次、3番目の質問者は、河嶋議員であります。
質問の項目は
1、2級町道大門石引線の舗装工事について
2、町正面玄関横喫煙コーナー撤去について
3、学童保育の取り組みについて
以上、河嶋議員。

河嶋重一郎議員 議席番号6番の河嶋重一郎です。通告に従って、議長の許しを得て、一般質問
をさせていただきます。

まず、2級町道大門石引線の舗装工事についてであります。

福崎町には2級町道でいまだ舗装されていない部分はどれぐらいありますか。

まちづくり課長 町道の1級につきましては16路線、町道2級は191路線ございますが、道
路台帳によりますと、2級町道で実延長は15.3キロメートル、そのうち改
良済み延長は11.1キロメートルとなっております、4.2キロメートル
が未改良となります。しかしながら、未改良区間でも簡易舗装や防塵舗装がな

されておりますので、砂利道の２級町道につきましてはわざわざであると認識しております。

河嶋重一郎議員　そこで、大門石引線ですが、ここ数年前より井ノ口、北野、加治谷を通して加西市へ抜ける車が大変多くなりました。道は土道で、雨が降れば泥が流れ、乾くと土ぼこりで前が見えないほどです。まちづくり課より、くぼみに時々バラスをまかれるのですが、雨が降れば流れてしまい、くぼみだらけです。大門石引線は、亀坪長池南から林道笠形線までの約２６０メートルが未舗装で、砂利道であるが、なぜ舗装されないままなのか。この箇所は、数年前より、今にも舗装ができるというようなことを何回か聞いたように思いますが、そのような中で舗装できない、できてない理由があれば理由と、また今後舗装する予定があるのなら、いつ舗装する予定なのか、お尋ねします。

まちづくり課長　民生まちづくり常任委員会におきまして、農林振興課のほうから状況の報告をしておりますが、有限会社アケボノ企画との裁判が続いておる状況でございます。平成２４年には、補正予算を組みまして、舗装工事等の予算を計上させていただきましたが、アケボノ企画から新たな訴訟が提起されまして、実現をしておらない状況でございます。

しかしながら、町の顧問弁護士とも相談をいたしまして、アケボノ企画の境界を侵さないように、舗装工事をするのは可能であるとの判断をいたしまして、平成２９年度の当初予算で舗装工事予算を計上しておるところでございます。

舗装の時期につきましては、平成２９年の８月３１日までの工期で上水道の布設工事を行っております。埋め戻してからすぐに舗装をするのは地盤が沈下するおそれもありますので、少し時間をいただきまして、平成２９年１１月ごろの入札を実施し、水道の舗装本復旧工事をあわせて、年度内に完成させる予定でございます。

河嶋重一郎議員　それでは、今、お話を聞きましたところ、もうすぐというようなことですので、２級町道にふさわしい舗装を、一日でも早くしていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、２番目の庁舎正面玄関横の喫煙コーナー撤去についてでございます。

近ごろ、受動喫煙が新聞報道等で流れておりますが、当福崎町においても、町民の方から次のような文面をいただいております。読ませていただきます。

昨今、受動喫煙が問題にもなっております。自分はたばこは吸わないのに、他人が吸ったたばこの煙が原因で病気になることです。受動喫煙が原因で脳卒中、肺がん等で年間約１万５，０００人が死亡しています。たばこを吸う、吸わないは個人の自由ですが、基本的な考えとして、たばこを吸う人は最低限たばこを吸わない人に迷惑をかけないことが大切です。WHO、世界保健機関の調べでは、受動喫煙に関しては、日本は世界最低レベルになっています。福崎町正面玄関横の喫煙コーナーは、風向きによっては玄関を出入りするときにたばこの煙が入ってきて、嫌な思いをした方がたくさんいます。受動喫煙がこれほど問題になっているのに、正面玄関横に喫煙コーナーを設置しているのには驚くばかりです。また、他町より来客があれば、福崎町の見識が問われかねます。至急撤去していただくよう、お願いする次第です。

このような文面が私のところの届いております。これは参考ですが、室内で夫がたばこを２０本吸うと、非喫煙者の妻の肺がん率は何と通常の２倍とも言われています。女性の肺がんでは、はっきりしている最大の原因は喫煙で、全体の２４％を占め、受動喫煙が約１３％だそうです。健康増進法の第５章の２に受動喫煙の防止として、学校・官公庁・施設等、多数の者が利用する施設を管

理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとあります。そのような中で、正面玄関横の喫煙コーナーを撤去または移動していただくようお願いいたします。

総務課長 役場庁舎における喫煙スペース、これにつきましては、今まで長い時間をかけて現在の位置に配置をしているところでございます。当初はご存じかと思いますが、住民生活課前にたばこの自動販売機がございました。これを廃止しまして、合わせまして館内に喫煙スペースをつくるなどをいたしました。食堂の隅の部屋は喫煙スペースの名残でございます。その後、先ほど議員さんが述べられた受動喫煙が問題になりまして、庁舎内の館内は全面禁煙を行っているところでございます。当時は吸う人からはいろいろと苦情もございました。しかしながら、社会の流れで喫煙者も減少し、少しずつ役場の対応にもご了承いただけるようになってまいりました。

その後もさまざまな経過を経て、職員は食堂裏を、来庁者は正面玄関の横を喫煙場所といたしました。今年に入りまして、来庁者用の喫煙場所についてですが、玄関の横でいすに座ってたばこを長時間吸うのは見苦しいというような苦情もございました。6月7日に、喫煙場所をより北側に移動し、植栽で囲み、灰皿も一つだけとし、いすもその分はとりまして、立ってこう喫煙をしていただくようにしております。現状では、煙が玄関まで届くことはないというふうには思っております。

河嶋重一郎議員 早速そういう形をとっていただいておりますことを、今後とも一つ、もう一段の努力をお願いしておきます。

次に、受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正が取りざたされておりますが、町長は受動喫煙をどう思われますか。町長の思いをお聞かせください。

町長 当然、質問議員の言われておるとおり、発がん等々のこういったような形の中におけます分野は、受動喫煙も取りざたされているところであります。低学年等を含めて、中学生あたりからたばこを吸うといったような現象も見受けられておまして、これら等、健康に対する取り組み、医師会においてもこれら等については非常に健康被害が大きいということがあり、これら等についての分野について、対応等が求められているところでございます。

河嶋重一郎議員 ありがとうございます。また、数段の努力をお願いしておきます。

それでは次に、学童保育の取り組みについてであります。

学童保育は、保育者は昼間家庭にいない子どもに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と、児童福祉法に定められています。学童保育は、おじいさん、おばあさんのおられないお父さん、お母さんも働いておられる家庭では、大変ありがたい取り組みです。福崎町においても、午後7時まで預かってもらえるなど、前向きな取り組みをされていることはよく承知しております。

そのような中ですが、何点かさらなる取り組みをしていただきたいと思います。私はこの8月に学童保育の現場を2度にわたり見学させていただきました。その中で、これは改善すべきだと思ったこと、また、父兄の方からの要望なども質問させていただきます。

まず1点目ですが、学童費支払いについてです。現在は銀行・農協・役場窓口となっております。銀行・農協は平日の午後3時まで、役場の窓口は平日の午後2時までとなっております。できれば、この振り込みをコンビニ、また役場の支払い等について、時間の延長なり、特にコンビニでの振り込みについて検討をしていただきたいと思います。

会計管理者 それでは、学童保育園の保育料支払いについての質問にお答えします。

現在は1カ月の利用日数により、毎月の保育料が異なるため、利用した月の翌月の中旬ごろに納入通知書が作成されて、そして、それにより保護者の方に自主納付をしていただいているのが現状でございます。

議員もおっしゃいましたように、銀行や農協はもちろん、金融機関は午後3時まで、また、役場の窓口の、指定金融機関の窓口は午後2時までとなっております。確かに保護者の方が慌てて2時以降に納付書で納めに来られるということも事実でございます。そういったときは出納室の窓口で、教育委員会ででしたら、例え3時以降でも納めていただけますよということでご案内をしております。議員もおっしゃったように、保護者の方にとっては、コンビニ納付は大変便利なことだとは思いますが、今現在福崎町ではコンビニ納付は行っておりません。今後、費用対効果なども見ながら、検討していくべき課題だということは認識しております。

以上です。

河嶋重一郎議員 前向きに取り組んでいただけるように検討していただきたいと思います。

次に、夏休み中の給食のことですが、給食センターが稼働している日は、給食の配達をできないものですか。給食を一緒に食べることによって、楽しい時間が過ごせる、楽しい時間の過ごしだと思えるんですが、これもどうでしょう。

学校教育課長 給食数につきましては、3日前までに決定をする必要があるということがございます。毎日利用者数が増減する学童保育園では3日後の食数をあらかじめ算定し、毎日給食センターへ報告しなければなりません。そのため、当日に欠席になった児童についても給食費が発生してしまい、食べていなくても保護者に給食費のご負担をお願いするというようなことが生じてまいります。

また、衛生面におきましても、学校や認定こども園のように給食配送を想定した建物となっておらず、保管する場所もございませんので、給食センターから配缶後の食缶の管理、異物混入などの心配もでございます。これらのことから、学童保育園の給食の配達につきましては、現時点では実施が困難と考えているところでございます。

河嶋重一郎議員 今お聞きしますと大変なことだと思えますが、もう一遍考えていただいて、取り組みができれば、一つその方向でお願いしておきたいと思えます。

それでは次に、夏休み中のプールの参加の件ですが、このことは各自治会によって異なるようですが、自治会によっては、迎えに来て、連れていかれる自治会もあるそうですが、それはできない自治会、送り迎えが必要なためですが、できれば東部学童ですと、田原小学校のプールへ行くのとか、また何かの方法はないものですか。子どもは夏はプールで遊ばせるのが一番だと思います。健康の面からでも、外で遊ばすことを考えればよいことだと思いますので、ぜひ考えてやっていただきたいと思うのですが、どうですか。

学校教育課長 学童保育園を利用している児童でも、保護者が一時外出届を提出することにより、地区水泳への参加を可能としております。今おっしゃいますように、地区の都合で参加できない児童を、例えば学童保育園の指導員がプールへ引率するというようなやり方が考えられますけども、学童保育園に残る児童とプールに行く児童の2グループに分かれて指導員が対応していくというようなことは指導員の負担が大きく、現在のところは困難であります。

なお、夏休み、またそれ以外でも、プール以外の学習塾でありますとか、ピアノなどの習い事につきましても、学童保育園から途中の時間で外へ児童が移動するというにつきましても、保護者の送迎をお願いして、運営をさせてい

ただいておるところでございます。

以上です。

河嶋重一郎議員 このことももう一度取り組みを考えていただいて、できることがあればやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは次に、4番目ですが、私は8月に2度学童保育園に見学に行ったわけですが、そのとき、東部学園のことですが、昼寝をしている時間帯にちょうど出くわしました。その寝姿を見てびっくりしました。ちょっとこう開けてのぞきますと、足の踏み場もない、そのような状態でもう本当にこう一歩も前へ動けないというようなことを見受けました。特に夏休み中、学童数が多いとは聞いておりましたが、びっくりです。あれでは何かことが起きると大変なことになりかねません。夏休みは多い日で95人、夏休み以外の月では60人から70人とお聞きしております。学童1人当たりの居場所の面積というのは、どのように決められておるか、そこらもし決められておるようでしたら、お伺いします。

学校教育課長 学童保育園の児童1人当たりの面積につきましては、放課後児童健全育成事業、これがいわゆる学童保育ですが、その事業の設備及び運営に関する基準というものが国により定められておまして、おおむね1.65平方メートル以上と定められております。

河嶋重一郎議員 それであればこの学童、福崎町の学童保育の学童の数いうんですか、その部屋の数は当てはまっているんですかね、お聞きします。

学校教育課長 東部学童保育園でございますと、面積から先ほどの数字で割りますと、86人程度の受け入れが可能ということになってございます。福崎町では、学童保育園に関しましては、入園希望のある方は全て受け入れるという姿勢で進めさせていただいており、特に夏休み中は保護者のニーズに対応するため、弾力的に運営し、多く受け入れをさせていただいているところです。

東部学童保育園の現状といたしましては、昼寝をしている児童は大体利用児童の約半数で、それ以外の児童は読書をしたりして過ごしております。このように、おおむね基準を満たしているところではございますが、引き続き現場とも相談しながら、また、方法といたしまして、今後利用人数が多い日には、東に隣接する県民交流広場の利用なども含めて考えていきたいと思っておるところでございます。

河嶋重一郎議員 わかりました。できるだけ今後も考えていただいて、足の踏み場もないようなことのできるだけないように、一つよろしく願いしておきます。

次に、指導員の人数のことですが、たまたま私が行っておったその夏休みでしたので、2名程度でしたが、アルバイトの方だと思っておりますけれども、その方と一緒に先生やおられました。指導員の人数ですが、低学年がかなり多いように聞いております。8月中ですと、1年生30人、2年生15人、3年生10人、4年生以上が15人と、特に低学年の方が多いように見受けました。低学年の児童に目を向けると、高学年の児童に目を向けられない、このようなことがしばしばあるようなので、もう1人程度は指導員を増やしてはどうかと思うのですが、できればどの学童にも目を向けてやってほしいのですが、どうですか。今はまあ普通の月は3人程度だと聞いておりますが、この人数についてはどうですか。

学校教育課長 夏休み中につきましては、ふだんより利用の児童が増加しております。東部であれば4名が配置されておったかと思えます。西部の学童では、障害児対応という部分もございまして、支援員、介助員で6名の配置という形で夏休みを基

本的に配置いたしました。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、児童おおむね40人に支援員2名以上を置くことが定められております。夏休み以外の普通の月では、先ほど言われましたように東部学童保育園では3名、西部学童保育園では5名としております。国の補助金をいただいておりますが、これにつきましては、国の基準をベースに算定をされておりますので、基本的にはそれに沿った人員配置とさせていただいておりますが、参加児童の状況から、今年度であれば、西部について、来られる児童の状況によって、月により増やしたりしているという運営をさせていただいております。

河嶋重一郎議員 できれば全員の、低学年から高学年まで、目の行き届けるような、事故のないようにしていただけたらと思います。

次に、今後の学童保育の取り組みについて、教育長にお尋ねします。

教 育 長 私も現状をよく認識し、指導員の先生方の活躍には、ご苦勞には感謝をしております。数年先の状況も、想像しながら、町長、副町長、企画財政課長等とよく相談をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。教育長としては、教育のことを中心に考えなければなりません。一方では、三役でもございます。町民全体の幸せを基盤に町長の推進される町全体の行政や財政をしっかりと考えなければならないのは私のもう一つの役割でもあろうと、こういうふうに思っております。

河嶋重一郎議員 ありがとうございます。

以上で、通告しておりました私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、河嶋議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、柴田議員であります。

質問の項目は

- 1、市川河川敷について
- 2、側溝について
- 3、町道について

以上、柴田議員。

柴田幹夫議員 議席番号2番、柴田幹夫でございます。通告書に沿って、議長の了承を得て、質問させていただきます。初めてなので緊張しております。どうぞよろしくお願いします。

私は毎日市川の河川敷を健康のためと思いウォーキングをするのを楽しみで日課となっております。ずっと以前から気になっていることがあります。まず、新町区内の市川右岸の状況を写真で見てください。

これは前年度から整備していただきました天満宮の東側の状況でございます。そして、これが、これから質問させていただく北側の場所でございます。どうぞよろしくお願いします。

神崎橋南の河川敷には戦中戦後に建てられたと思われる家屋が現在も放置されたままになっております。戦後70年過ぎて、そのまま残っている新町右岸のような河川敷はほかにないと思います。福崎町の真ん中に位置する大事な場所でもあります。誰もが安心して、楽しく歩けるリバーサイドに早期の整備が必要です。特に、区民の願いであります。そこで、お尋ねします。これまでの取り組みはどうなっていますか。

まちづくり課長 神崎橋南の市川右岸河川敷の件でございますが、これは長年の懸案でしたが、平成28年度に大きく進展がございました。平成29年2月でございますけれども、天満神社東側の区域で解体撤去の合意が得られました5名の所有者の建物につきまして、これは小さなものを含めまして11棟ございまし

たが、県が解体を行いまして、町が廃棄処分、そして地元の方が解体後の環境美化作業を行っていただきました。また県が一部に芝桜を植えまして、撤去後の管理を地元に行っていたいただいている状況でございます。

柴田幹夫議員 昨年、撤去された北側にも、この今も写真で見ていただいた北側にも建物がありますが、何戸あるか確認されていますか。

まちづくり課長 現在把握しておりますのは11棟でございます。

柴田幹夫議員 その建物の所有者は誰かわかっていますか。

まちづくり課長 兵庫県が町と協力いたしまして、町のほうも協力をいたしまして、聞き取りなどを行った結果でございますが、6名の所有者の方が、この11棟を所有されておまして、その6名とも住所・氏名は確認できております。お名前は申し上げられませんが、その1棟には住んでおられる方がいらっしゃる状況でございます。

柴田幹夫議員 それでは、所有者との交渉は進んでいるのでしょうか。

まちづくり課長 町のほうも去年に引き続きまして県のほうに同行いたしまして、6名の方に所有権放棄の同意をお願いしておるところでございます。8月末現在で申し上げますと、そのうちの1名の方から一番北にある3棟の所有者でございますけれども、所有権放棄の同意をいただいたところでございます。残る5名の方につきましても、粘り強く交渉を続けているところでございます。

柴田幹夫議員 1名の方と話がついているとのことであれば、そこから解体工事を進めることはできないでしょうか。区民の皆さんも整備が進んでいることがアピールできて、また、その他の5名の方にも協力を促す効果があると思っておりますが、いかがですか。

まちづくり課長 議員ご指摘のとおり、県のほうでも一部でも同意が得られた家屋から昨年同様に地元と町の協力を得ながら解体を進める方針でございます。その際には、また地元のご協力もよろしくお願いいたします。

柴田幹夫議員 それではよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

私もよくボンマルシェやうかいやの書店へ買い物に行くんですが、町道中島井ノ口線の歩道の側溝の件で質問します。この場所の写真もありますので、ごらんください。

このように溝ぶたがない箇所があります。深さが約90センチあるわけです。小さな子ども連れや自転車も多く通っており、危険です。なぜ、このここだけがふたかけがされていないのですか。

まちづくり課長 ボンマルシェやうかいや書店が開発されたときに、駐車場の進入路でありますとか、あと店舗への動線で必要な箇所については開発者によりましてグレーチングなどのふたかけがされております。ご指摘の箇所につきましては、開発の区域外でございます。

柴田幹夫議員 水路が深く、危険を感じるので、早急な対処をしてほしいと、住民の声も聞いております。対応は可能ですか。

まちづくり課長 この箇所は道路側溝でございますので、歩行者や自転車の安全確保のために転落防止柵等の検討をしたいと考えております。

柴田幹夫議員 最後の質問は、町道についてです。

町道には、1級から4級までであると聞いていますが、何を基準に等級が決まっているのでしょうか。お聞きします。

まちづくり課長 町道の格付でございますけれども、これは福崎町道路の管理等に関する条例で、それぞれの選定の基準を設定しております。

柴田幹夫議員 それでは、具体的に新町の例でお聞きします。新町天満神社のところから西へ国道312号線へつながる3級道路の町道377号線があります。この3級町道と2級道路の違いは何ですか、お聞きします。

まちづくり課長 2級町道につきましては、条例の4条の2、1号から5号におきまして、国道、県道または1級町道と連絡する道路、それと、集落相互間を連絡する道路、主要公共公益施設、主要観光地と密接な関係を有する連絡道路、開発許可を受けた10区画以上の区画内道路、そして集落の幹線道路と規定をしております。

また、3級町道につきましては、集落内と集落外を結ぶ道路のうち、生活道路として特に利用頻度の高い道路等としております。

今、ご質問の377号線でございますが、西側の国道との交差点付近につきましては、土地の寄附によりまして、また、東側の天満神社の交差点あたりにつきましては、現在ハイツの建設が行われておりますが、その道路のセットバックによりまして4メートル以上に拡幅されております。しかしながら、その間の80メートルにつきましては、幅員が2.4メートル程度しかないということで、集落の生活道路として3級の格付をしておるものでございます。

柴田幹夫議員 それでは、3級町道の377号線を2級道路に昇格するのはどうすればよいのですか、お聞きします。

まちづくり課長 町であらかじめ、2級に認定をいたしまして、道路を拡幅するという事は財政的にも困難でございます。国道、県道または1級町道と連絡する道路として車がすれ違える6メートル程度の幅員に開発等で整備がされれば、2級町道とすることが可能であるとは考えております。

柴田幹夫議員 3級町道で自治会から拡幅を要望した場合、地元の負担割合はどのようになりますか。

まちづくり課長 地元負担の割合でございますが、福崎町道路の管理等に關する条例の別表で規定をしております。3級町道の場合ですと、工事費の20%、用地費の50%が地元負担となりまして、毎年年末に翌年度の予算要望を区長様から出していただきまして、予算を配分することになります。ただし、予算要望いただいたとしても、優先順位でありますとか、また財政的な理由で次年度以降に採択されるということがございます。

柴田幹夫議員 3級道路に面した地権者が土地の提供を申し出をした場合、どうなりますか。

まちづくり課長 将来、道路の拡幅計画がある場合、また、その寄附をしていただいた方へのみ受益が及ぶのではなくて、車の待避所や通り抜けの道路としまして、将来可能な、利用可能な場合につきましては、町のほうで寄附を受けております。

柴田幹夫議員 この新町区の町道377号線の拡幅ができれば、側近の土地の開発が進み、定住人口につながり、福崎町一番の望んでいる人口増加になると確信します。優先度を上げていただき、早期の着工を求めておきます。これで私の質問を終わります。

議長 以上で、柴田議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は、三輪議員であります。

質問の項目は

- 1、職員の人材育成について
- 2、職員の採用について
- 3、空き家対策について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議席番号3番、三輪でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に職員の人材育成についてでございます。既に町も取り組んでいらっしゃることでございますが、質問をさせていただきます。

団体あるいは組織によって呼称は異なるようですが、例えば地方自治体では職員、民間企業の場合ですと従業員ということで、ともに働く方、労働者が職務を遂行することで成り立つ事業体であろうと思うのです。

近年、低成長の時代でありますとか、いろいろな技術の進展もございましたり、こういった労働者の方々に求められる職務の成果の高さというものがその一つの見方になっておりまして、求められる職務効率やその質の高さ、あるいはいろいろな業務に対するアイデアを生み出す、またはつくり出すことなど、非常に広範囲に及んでございます。そして、労働者の能力あるいは資質向上を待つ時代から、人材育成を積極的に推進する時代になっていると考えてございます。

福崎町、地方自治体では、国の申します給与関係経費の総額抑制という問題もあるようですが、そういったことなどから、非正規職員の比率の上昇が進展する中で、正規あるいは非正規、身分を問わず求められます業務遂行能力が以前にも増して高くなっている状況で、民間企業以上に事業としての永続性を求められます地方自治体におきまして、職員の人材育成は時間、またコストもかかることとなりますが、住民へのサービス向上に直結するなど、ますます重要な位置を占めるに至っていると考えております。

このような状況におきまして、本町職員の人材育成についての質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。本町の人材育成への考え方、とらえ方について、お尋ねをいたします。

副 町 長 行政を進めるのは人だと思っております。そして、人材育成のための重要な柱の一つが職員研修であると考えているところです。地方公務員法の第39条第3項で、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるとありまして、それに基づき、福崎町では、人材育成に関する基本方針を定めております。その基本方針の中で、求められる職員像として、一つ、豊かな人間性を有する職員、一つ、町民に信頼される職員、一つ、高い見識、能力の備わった職員、一つ、変化への対応と積極的に行動する職員が求められておりまして、新しい時代に向けた人材の育成に向けて、自己啓発、職員研修、人事管理を三つの柱として取り組むこととしております。

三輪一朝議員 私も人材育成に関する方針を拝見させていただいて、これも平成14年の制定だとお聞きしておりまして、先見性があるなということで読ませていただいております。そして、この人材育成に関する方針に基づいてということになるかと思うんですが、人材育成に関する投下費用と教育訓練時間について、過去と現在への推移についてお尋ねをいたします。また、正規職員1人当たりの年間教育訓練時間の推移についても、わかる範囲でお尋ねをいたします。

総 務 課 長 平成24年度から平成28年度、5年間の推移でございます。1人当たりの研修費ですが、24年度が1万235円、25年度で1万1,471円、26年度1万1,915円、27年度1万1,347円、28年度1万2,827円となっています。同様に1人当たりの受講日数は24年度4.02日、25年度4.39日、26年度3.93日、27年度4.69日、28年度3.42日となっております。

三輪一朝議員 投下経費につきましても一定の伸びを見せておりまして、人材育成に関する方針へのその反映がなされておるように感じます。非常に望ましい状況だと思ひ

ます。

そうしますと、今度、年間教育訓練の中身について、少しお尋ねをしていきたいと存じます。

教育ということですと、一般的に使われる言葉だと思っておるんですが、OJT、組織内訓練という言い方がいいのかもわかりません。そして、それに対しましてOFF-JTですね、外部研修という言葉を使うことが多いかと思いますが、本町におきまして、このOJTとOFF-JTの教育の仕方といいますか、この点についてどういったふうにしておられるのか、時間をかけて経験を積ませて教育していくということについてなかなか容易ではないんですが、この比率について、お尋ねをいたします。また、その比率の出る理由につきましても、お尋ねをいたします。

総務課長 一般にOJTが職場研修で、OFF-JTが職場外研修というふうにはならないとは思いますが。しかしながら本町の研修の実施方針がそういう分け方をしておりませんので、職場研修と職場外研修の内訳で言いますと、平成28年度実績で延べ368人が研修を受講し、そのうち254人、率にして69%が職場内研修となっています。日数で換算しますと、619日のうち326日、52.6%となっております。ただ、職場内研修でも、外部から講師、先生を招く場合がございまして、それがOJTではないと言われると、率はもう少し減ってくるかと思えます。

なぜ、そのようになっているかですが、OJTとOFF-JTの区別は先ほど言いましたように特にしておりませんが、本町の基本方針の職場研修の中には、定期的な課内研修や打合会を実施するというのがございまして。これはOJTに当たるものかと思えます。総務課はこういうその方針は決まっておりますが、この課内研修なり打合会につきましても、各課が対応しているというところから、総務課ではこういった時間とか内容までは把握をいたしておりません。そういうのを把握すると、もう少しOJTというものが増えてくるかというふうに思っております。

三輪一朝議員 今その中身についても若干お聞きをして、外部講師も用いられてるということで、内部だけでやっていないというところ、内部といいますか、講師が内部だけではないという観点で非常にプラスになるかと思っております。

そうしますと今度、OJTといいますか、言葉を使うとちょっとまずいのかもかもしれませんが、役場内部での方々が講師となる場合とか、その課で講師を、講師といいますか、仕事を通じていろいろ教えたりするのも教育の一つであろうと思うのですが、特に今、言われておりますのは、OJTという言葉は、今ちょっと使いにくいのですが、その役場内部での職員が教えるということですので、その懸念をいたしまして、指導者の時間的な確保が難しいということでありまして、また、指導者の能力的に少し問題があったりというふうなことも聞き及んでおります。それが当町にそのまま当てはまるとは思っていないのですが、本町ではその内部職員による職員への教育なり人材育成がきちんと機能しているかという評価、その辺についてはどのようなとらえ方をしているのでしょうか。

総務課長 先ほど副町長が言いましたように、人材は職場における仕事を通じて育つものというふうには認識をいたしております。例えば、新任職員には、必ず係長がいます。またその上司に課長補佐なり、課長がおり、研修という形では実施をしてはいないとしても、業務を進める中では係長や課長からその課員が指導を受けるということで、実践的な教育ができていくものというふうには認識

をいたしております。

三輪一朝議員 一定の満足感というものが総務課長のほうから答弁ということで頂戴したと思っております。

そうしますと、その今までお聞きした中身での教育ということなんですが、計画的な育成でありますとか、その教育体系ということになるんですが、その人材育成に関する方針といいますのは、大まかなアウトラインを記したものであるように読ませていただくと感じるわけなんですが、この中身は組織として全般的なとらえ方、動き方は書いてあるというふうに感じとってございます。

それと、一方ではこの福崎町という組織に長らくお勤めになっていらっしゃる方等におきましては、町全体という一つの組織、また、各課のという組織、それぞれの組織の強み弱みというものもそれぞれ把握されているのではないかと思いますのです。また、その課におきましては、今、そちらにいらっしゃる皆様方は少なくとも課長以上の方でございまして、多くの部下をお抱えになられて、職員個人個人の強み弱みも把握されていると思うのですが、そういった個人のニーズなりも把握しつつ、その研修の計画といいますか、そういったものもつくって行って、組織個人の強みは当然伸ばしていこう、弱みは当然弱くしているというところから、だんだん脱却していこうというふうなところに組織、個人のその強いところ、弱いところ、目に見える化といいますか、そういったふうにしてやっていくという、そういった団体もちょこちょこあるようなんですが、本町におきましてのそういった強み弱みを把握した中でのそういった体系ってというのは、お考えとしてはどうでしょうか、また今つくっていらっしゃるのか、あるのか、その辺もちょっとお尋ねをしたいと思います。

総務課長 体系ですが、人材育成基本方針とあわせて、人材育成を進める上での体系というのは定めております。ただ、今、議員が言われたように、自己啓発、職員研修、人事管理の3本立てという体系で、ちょっと研修に特化したような体系ではございません。

三輪一朝議員 個人ごとの強み弱みまで目に見えるようになりまして、例えばその上司でいらっしゃる課長の皆様含めて、この部下といいますか、職員をどう育てていくというか、そういったことにも結びついていくかと思っておりますので、それが町民への福祉の向上につながると私は思いますので、そのことにつきましても、まず検討の値打ちが一つはあるのかなというふうな認識でございます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

今、たくさん研修なりをしていらっしゃるというふうな回答を頂戴したんですが、本町には人事記録に関する規則というものがあるようでして、こちらでは研修に関する記録の作成が指定されているようです。この記録を作成していらっしゃるいましたら、記録にはどのような記載項目があって、また研修に関する記録は何に用いられているのか、その辺につきましてお尋ねをいたします。

総務課長 この人事記録につきましては、研修に関する記録としまして、職員が受講した研修名と研修期間を記入する欄がございます。この職位別研修などについて、既に実施しているかどうかなどを確認するための記録としております。

三輪一朝議員 一定の管理はなされておって、この方はこの研修行ってないよとか、この教育は必要だよというところがある程度わかるようになっていたのだと理解しました。

あと、本町には別の規定もございまして、職員の研修に関する規定ということで、研修効果の測定がこちらでは要求されているようなんですが、この研修なり試験の記録につきまして、記載項目とか利用方法とか、わかる範囲でご回答

をお願いいたします。

総務課長 現在研修効果を測定する、そういった試験というものは実施いたしておりません。その試験のかわりに研修の復命書を職員に求めております。この復命書には感想のほか、研修で学んだことを業務に生かす点、そういったことを記入する項目がございます。それに附して、担当課長が意見を書くというような復命書がございます。そういう形で試験のかわりに実施いたしておるところでございます。

三輪一朝議員 先ほどお聞きしましたその復命書でございますが、同じ課の職員の方々に回覧するなどをして情報の共有化というところについてはいかがでしょうか。

総務課長 一応、研修につきましては、課長から関係総務課なり副町長でなり閲覧するんですが、それを担当者には返すんですが、共有といったところまでは今のところ実施しておりませんが、当然今言われましたように、それが他の課にも有効のようであれば、当然、各課へ、課内で閲覧をしていただくというのにも有益な手段だというふうには思います。

三輪一朝議員 せっかくの研修ですので、情報の共有化を図られますと、いろいろな副次的な効果も期待されると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問のほうの10番目に当たるわけなんですけど、管理職の育成という点でお尋ねをさせていただきたく思ひます。

多くの重なる事務の遂行、組織、あるいは課員のマネジメント、非常に多くの業務に、普通ですとプレイングマネジャーという業務も務めてらっしゃる場合が大半だと思うのですが、こういった高度で多くの業務を務められていらっしゃる課長の育成というのはなかなか容易ではないと考えております。どの時代でありましても、企業でございまして、高度、広範囲な業務ですと、バランス指向などを兼ね備えた、こういった職員がなかなか育ちにくいというふうなこともお聞きします。部下である職員の信頼を受けるということも必要になろうと思ひます。

こういった有能な課長の育成をすることが、本町の人材育成におきます重要な課題と考えます。本町におきます管理職の育成ということで、どのような状況なのかお尋ねいたします。

副町長 管理職に対しましても、町内外の研修を受講させております。ほかにも業績評価の目標設定時には、管理職それぞれが町長と面談し、その協議の中で課全体で取り組む事業などを決定しております。加えて、町長からも適宜特命事項などが示され、それによって業務に当たっております。そういったことに対しまして、どのように対応していくかが管理職の力量であり、育成につながっていると考えております。

また、期末には、1年間の業務の成果についても管理職から町長への報告があり、最終の業績評価等は町長が行っております。そして、その反省の上に立って、次年度以降の事業展開につなげているといった状況でございます。

議長 一般質問の途中でございますけれども、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。よろしくお願ひいたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 それでは、再開したいと思います。

三輪一朝議員 午前中に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

職員の教育とか能力に関する部分の最後の質問になりますが、職員の持つ技術あるいは能力の関係と、それと外部委託についての質問であります。

投資的事業などもあるんですが、投資的予算が代表的な例だと思いますが、これまで抑制をしてきつつあって、その間に民間の工事業者等では、工事技術等の進展などもあって、今、民間と自治体の持つ技術とアイデア力の差が拡大しているというふうなことが言われているようです。そして、何でもかんでも町の職員でできるわけでもなく、アウトソースするところはアウトソースをしていっしょるはずではあると思います。そしてそのアウトソース、本来せずに内部でしたいんだけど、内部で業務ができずに外部委託をしてしまってるというふうな部分がもしあれば、そういったところについてお尋ねしたいと思いません。

総務課長 外部委託ということなんですが、この部分につきましては、平成17年3月に地方公共団体における行政改革のための新たな指針としまして、総務省から通達がございました。そこでは、行政改革に積極的に取り組み、事務事業の民間委託、アウトソーシング、また指定管理制度の活用などが示されまして、これによりまして、全ての市町村が民間委託や指定管理制度の導入によりまして、職員の削減とともに行政改革を進めてきたところでございます。

外部委託ですが、福崎町におきましては、職員削減をするというような中で、技術職員につきましても、現在少なからずおるんですが、全てを直営するということにはやはり時間、事務量、また、業務量なり人数、限られた人数でございいますので、なかなか全てを直営で実施するというのは難しいところでございます。

また、橋梁などの事業は精通する職員などもおりませんので、これはもう外部委託せざるを得ないというふうなところもございいます。

三輪一朝議員 内部で業務をするべきもの、外部委託するもの、きちんと仕分けをされているというところで、事務をきちんと遂行していっしょるということで理解をさせていただきました。

最後にちょっと申し述べておきたいんですが、教育をしていきますと、私の経験上なんですが、仕事が楽しくなりました。モチベーションが上がります。そして、当然仕事に前向きに取り組むようになって、それになるまで研修なりを受けてから3年から5年ぐらいかかったような覚えがあるんですが、それがやっぱり町の職員の方にも当てはまるとすると、行政サービスの向上に大きく寄与するであろうし、やっぱり福崎町は違うなということでも言われることになってくるかと思っておりますので、確実な投資先の一つということを感じてございます。職員の研修につきまして、格段の配慮をしていただければ、非常に望ましい方向になるのではないかと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。職員の採用についてでございます。

最近是全国的な有効求人倍率も非常に高くなりつつございます。しかしながらもとより公務員、特に地方公務員といえますのは、福崎町のような地元、本町で生まれたり、あるいは近隣で生まれたりして、公務員になりたいという方が非常に多いというところで、売り手市場の選考ではなくて、買い手市場の選考というものが公務員という部分の採用につきましては、ずっと続いてきているのではないかと思います。ですので、その関係で、少し問題がある部分もあるのではないかと考えております。といいますのはその採用試験には、限界があると思うのです。採用試験だけで全てが、その人物がわかるはずもないと思っ

ております。そういった経験をお持ちの方々も非常に多いのかな、部下として入ってきた新入職員が、思ったほどということもあるのかもわかりません。

それでその採用試験の限界ということで、なかなか問題として捉えられてない場合もあるのかもわかりませんし、また問題として捉えてらっしゃるのかというところ、そういった状況の中、職員の採用試験の関係について、質問させていただきます。

まず、最初の質問でございます。先ほども申し上げました試験方法の限界についてでございます。いろんな試験の方法があろうかとは思いますが、自前でつくってらっしゃるところ、あるいは民間のそういった試験を販売しているものを使ってらっしゃるところ、基礎学力ですとか、性格ですとか、職務能力の判定、あるいはストレスの強さ、ストレス判定などと言いますが、それプラス複数回の面接もあわせて採用していらっしゃることもあろうかと思えます。

しかしながら、応募してこられる受験者につきましては、こういった中身が記された対策本というものが多数市販をされてございます。周到な準備をしているということはもう当たり前の事実になっておると思っております。ですので、なかなか応募者本来の多くを見ようとするんですが、なかなか全部見切れないというのが本音ではないかと思えます。

ですので、私の私見なのかもしれませんが、この選考試験自体が万能ではなくて、試験そのものに限界があるということについての認識は、いかが捉えてらっしゃいますでしょうか。

総務課長 福崎町の一般職員の採用試験ですが、これは現在、一般教養、作文、それから口述試験、面接です。それから、適性試験などを行いまして、成績の上位者から採用しているというような状況です。議員が言われるように、こういった限られた試験では、本人の教養などの能力はある程度わかるとしましても、社会の適用性とか、やる気などの分野まで、この試験で判定するにはやはり限界があるというふうには思っております。

三輪一朝議員 総務課長も私と同じ見解で非常に安心をしたところですが、そうしますと、限界があるということのご認識をお持ちというところなんですが、本町はその採用試験方法を過去から改良とか、そういったことでよりいいものという、試験方法にという、そういったことについて実施はされてきましたでしょうか。もし、されてきた場合、その効果とか、その時期とか、どんなふうであったかとか、ご説明をお願いします。

総務課長 まず、地方公務員の競争試験につきましては、やはり地方公務員法によりまして、受験資格の有する者にはやはり平等に実施しなければならないという原則がございます。それに留意しながら、より優秀な職員を採用するため、もうずっと前なんですが、以前は一般教養試験、それから作文、面接、体力測定の試験科目をしておったんですが、平成17年採用者の試験から、公務員としての事務の適性を見ることを目的に、適性試験というものを追加をいたしております。

その効果ですが、この効果をはかることは難しいんですが、通常、一般的な事務が多い公務員ですので、その適性をはかる試験科目が追加できたことは、より公務員にふさわしい職員採用ができるようになったのではないかというふうには考えております。

その後は、平成24年に受験者の協調性や社会性を見ることを目的に、面接プラス集団討論というものを加えております。また、そのときにあわせて、国や県からの平等の観点から、体力測定というのは特に必要がないというような指

針も出てましたので、体力測定はなくしております。

その効果ですが、以前からは面接を実施しており、現在も続けておるんですが、加えてこの集団討論を入れることによって、試験官に、この面接官以外の職員を配置いたしております。それにより、より多くの目で人物判定ができるようになるとともに、協調性とか社会性を試験である程度はかれるようになりまして、より優秀な人材確保に結びついているのではないかというふうに考えております。

ほかにも、土木職とか保健師等がございますが、そういった専門職については、この上記の試験科目以外にも実技試験とか専門科目を加えております。

三輪一朝議員 一定の改良といいますか進歩を、時代の要請もあるのだとは思いますが、なされてきたということで、非常に評価をしていきたいと思えます。

次に私が述べさせていただきたいというか、質問になるんですが、協調性とか社会性とか人物性向という部分になるんですが、それをもうちょっと見てみて、効果が高いという方法があるということで、私も経験したことがあるんですが、一つは、長時間にわたり人物を確認するというところになるんですが、一つ目として、学生さんのインターンシップを受け入れると。これは受け入れられる課についてはちょっと非常な手間が出ることは確かだと思えます。ただ、すごくよく見ることができます。

それと次に、二つ目として、オリエンテーリングといいまして、5キロから10キロぐらい歩かせて、歩かせるということの中で、地図とコンパスを与えて、その中でコースの中で設問を10から20ぐらいつくります。そうして、それを解かせて、人物の判定に用いようというものです。これも、かなり効果がありますが、非常に手間がかかります。それが何点でありますけど、町長のおめがねにかなうような職員がとれる可能性が少しでも高まるのではないかと思うんですが、こういった、特にオリエンテーリングですけど、先ほど総務課長がおっしゃいましたが、かわりの体力測定という意味合いもできると思えますので、また長時間の人物観察も可能ですので、非常に効用としては一つは考えていってもいいのかなと、当然別の方法でもいいんですけど、それは思えます。

そして、あと、応募されるときに電話応対ですとか、試験会場にいらしゃったときの態度ですとか、そういったところも判定材料にはできるのだろうと思えます。

ですので、こういった受験者1人の方々から多くの情報を得ようとするということが、いろんな筆記試験であったりとか、そういったところに結びついていると思うのですが、私が今申し上げた一手間、二手間もかかってしまう、こんな方法なんですけど、どんなふうに、事務量が増えてしまいますし、役場の職員の方々、各課長非常にお忙しい方々ばかりですし、どんなふうに評価をしていられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと存じます。

総務課長 先ほど言いましたように、地方公務員の採用については、法律で決まっておりますので、その任用につきましては、いろいろ制約がございます。そういった法律の範囲内で、各市町村におきましては、より優秀な人材を確保するために、例えば試験時期を早める、また、受験資格を広げる、また、パンフレット等で宣伝をするというようなことも実施いたしております。この試験方法であれば、必ず優秀な人材が採用できるというものがあればいいんですが、なかなかその人物重視になればなるほど、その判定方法が難しくなってきますし、また国会でも問題になりました、いわゆる忖度が働いたり、働かなくても指摘される可能性も出てきます。

福崎町では現在、1次試験は県下12町で組織する町村会の試験制度を導入しております。過去数年を見ましても、福崎町の倍率は12町でも非常に高く、成績もトップクラスとなっております。すぐに今の方式を変えていこうとは考えてはおりませんが、各市町の状況は見ていきたいというふうには思っております。

三輪一朝議員 そういった制約なりもあるというところは理解をしているところであって、また当町に応募されてて、合格者のレベルですか、非常に高いということも当然承知をしているところでございます。そうしますと、なおさら、さきに、午前中に申しました教育が大事になってくるということの関連性が出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そして、先ほどもちょっと総務課長の言葉にもあったんですが、その経験者というところに入らせていただきたいんですが、どうしても専門性を持つところだと、業務の経験なりの関係で、なかなか難しいというところがございます。ですので、ほかの事業体でそういった経験をお持ちの方を採用できるということは非常に喜ばしい面もあると思います。専門、言葉はよくないんですけど、専門的などところにだけ長けているという部分も場合にはあるとは聞いております。

こういった経験者の採用につきまして、地方公務員の一般の方にはない能力を持ってらっしゃる、こういった採用について、どうしていくのか、今のところ本町では過去には専門別の採用をしてあったとかってお聞きしたことがあったんですけど、今はなされていないようなんですが、そういったところの経過もあるかと思っておりますけど、本町の弱みとしてその専門性を有する職員がもうちょっと欲しいというところで捉えられているというところであれば、この専門別採用について、どうお考えなのか、お尋ねをいたします。

総務課長 専門別といいましょうか、経験者採用ということでの質問かと思っております。以前はUターンの関係で試験を実施いたしましたり、また受験資格は非常にこう、私が入ったときはまだ22歳までというような年齢制限がございました。それを今30歳までといたしております。そうすることによりまして、ここ数年の採用者は7割程度が民間で働いた経験者というふうな状況にはなっております。当然、業務経験がなく採用する職員もおりますが、入りますと、新任からも全て即戦力というような形で働いてもらっております。より優秀な人材を確保するためにも、現在、30歳としておりますが、そういった年齢枠はある程度広げておきたいというふうには考えております。

三輪一朝議員 年齢枠も広げたいという非常に前向きなとらえ方を私はさせていただきたいと思っております。優秀な人材確保のために、またそういった工夫について、お願ひしたいと存じます。

最後の質問に入らせていただきます。空き家と関連する農業従事者とか、農家とか、農地の関係、ひっくるめたことで空き家という書き方にさせていただいております。これ非常にハードルが高いことはわかっておきながらこんな質問をさせていただくことを、ちょっとご了承くださいませ。

人口対策ということになるんですが、各自治体はほかの自治体からの転入による人口増加に取り組んでいるところです。当町から二つ北側にある自治体も、それに非常に熱心だとお聞きしております。当然そのことに合わせまして、本町におきましても、空き家の問題、そして農業従事者の減少、また高齢化により一層減少のスピードが速まってくるのではないかと思うのですが、こういった関連する対策、こういったことについては関連しているというふうな考え方

もできるのかと思います。そして、こういった問題がより拡大をしていくだろうという認識でおります。

ということで、現在の私ども福崎町も地方が有する問題であります人口、特に転入対策、当然出生という人口自然増のほうもあるんですが、転入対策、そして空き家対策、そして農業対策にそれぞれ関連している事項になりますけども、質問をさせていただきたく存じます。

最初の質問に入らせていただきます。本町の空き家の戸数なんですけども、先般の資料で空き家戸数というのは全体の戸数はお聞きしたんですが、わかるかどうかちょっとわからないんですが、空き家のうち、市街化調整区域の農家住宅に関する空き家の戸数と、そして農地付の空き家の戸数がもしわかればお尋ねをいたします。

まちづくり課長 平成29年度の空き家の調査につきましては、現在、各区長にお願いをしております、これから集計に入るところでございます。

平成28年度の調査結果では、福崎町全体で306戸の空き家が確認されております。このうち市街化調整区域の空き家につきましては191戸でございます。今おっしゃいました農業関係の空き家であるか、また農地付かにつきましては調査をしております。

三輪一朝議員 今お聞きしました191戸の中には、少なからず私がお尋ねさせていただいたそれぞれの戸数が含まれていると思います。これらの空き家も有効活用がもしできればということになってまいります。それに関連して、次の質問に移らせていただきます。

次に、危険な空き家ということになります。危険な空き家、当然無人であって、崩れかけたですとか、その町が定めております定義にはまっておる、そういった空き家を指すということですので、火災ですとか青少年非行の温床を初めとした、そういった問題も考えられると思います。本町におきましても、先般の条例制定によりまして、危険な空き家についての行政代執行が可能となって、ほかの自治体では散見されるという、そんな状況になりつつございます。

先ほどお聞きした306戸のうち、危険な空き家ということで認識されていらっしゃる戸数は何戸ございましょうか。家屋を取り壊しますと固定資産税が増額というか、そういった理由で取り壊しに懸念というか、難しいなというふうな件数はそのうち何戸あるのか、また、危険な空き家への、今後のそういった取り組みについて、どうかについて、お尋ねいたします。

まちづくり課長 平成28年度調査の306戸の空き家でございますけれども、その状態を外観からの判断になります。管理が良好なものをAとします。また、建物の損傷は見られないが、庭等の手入れがされているものをB、建物の一部に軽い損傷があるが、庭等の管理がされているものをC、そして、建物、庭等の両方とも管理不良のものをDと4段階で評価をしております。このうち、危険な空き家と言えるDに評価した空き家につきましては30戸ございます。

それと、固定資産税が上がるために取り壊しをちゅうちょされている方がどれくらいおられるかということでございますが、これにつきましては把握できておりません。ただ、市街化調整区域で苦情等を受けた案件では、更地にした後の税額の試算をいたしますと、わずかに上がるだけということで、理由としましては解体のための経済的な負担が大きいということ、また、跡地利用が決まっておらない、そういったことが解体に踏み切れない要因と聞いておる件数が何件がございます。

それともう一点が、危険な空き家の今後の取り組みということでございますけ

れども、28年度に27年度調査で空き家Dに分類したものの34戸のうち、解体をしていただいた2戸と、周辺に道路や民家がない田んぼの中に建っていると判断できる5戸を除きました27戸に対しまして通知をいたしました。27年度との比較では、結果として4戸が解体に応じていただいております。今後も道路上に倒壊の危険性があるとか、苦情がある、そういった空き家から順番に適正管理の指導を行うとともに、空き家の譲渡所得の特例措置というのが新たに設けられておりますが、こういった制度を、空き家の発生を抑制するという意味でPRを進めていきたいと考えております。

三輪一朝議員 まちづくり課では、それぞれに対しての対策を今していただいているということでお聞きをしたんですが、今後もっともっと空き家が増えていくであろうと、全国平均ですと15%とか、非常に高い、またそれよりも高い自治体もたくさんあると聞いておりますので、空き家とならないようにするためにも、その次の質問に移らせていただきます。

質問の三つ目になるんですが、法なり規則、制限という言い方をしますと、制限が制限を生んでいるのではないかとこのところであります。法のくくり上どうしてもないという部分もあろうかと思いますが、あえて質問をさせていただきます。

これは実際にあった例なんですけど、ほかの自治体から本町の空き家に移住した上で、農業をしたいという方がいらっしゃいます。その空き家につきましては、市街化調整区域にあって、移住を希望されている方は、本町の農業委員会で定めにある30アール以上、下限面積要件の農家である、そういった必要があるというところで、その方は農地を持っていないというところがあって、結果的に転入者と、その方が農業の担い手という非常に若い方であったということもあって、そういった転入者と農業の担い手というところで、そういったことを失ってしまうということになっているようです。

また、例外措置で、本町で10年以上にわたって農業経営体としての実績があったら、空き家たる農家住宅が一般住宅として売買が可能となるようですが、10年間を証明するということになりまして、一定の書類をそろえるという、10年前の書類といたしましても、農協に聞いても、例えばわかりづらいとか、そういったこともあるようでして、そういった証明する書類の確保が非常に難しいようです。ですので、地方創生とは言いながら、地方創生の趣旨や働き手の改革を含めた、そういった政府が進めている中身と沿わないといえますか、合致しないということが起きております。

今、10年間というところでの基準があるようなんですが、その根拠につきまして、お尋ねをいたしたく存じます。そして、この10年間という期間の短縮化ですとか、簡素化を初めとしまして何らかのその対策をとることができないのか、非常に難しい問題だと思うんですが、お尋ねいたします。

農林振興課長 平成21年12月の農地法の改正によりまして、農地法第3条の下限面積につきましては、農業委員会において特段の面積を定めることができるようになりました。また、特に新規就農を促進するために適当と認められるとき、周辺の地域における農地等の保有や利用状況、また将来の見通しから、さらに小さな面積でも設定が可能というふうになりました。

神河町では、山間部の農地面積が小さな地区におきましては、特に下限面積を10アールというふうに設定しているところもあります。また、加西市や小野市のように、登録された空き家の隣地農地については、1アールですね。1アール以上まで緩和している市町もございます。これらの市町では、平成28年、

平成29年に緩和を行ったところがほとんどでありまして、現在のところ顕著な成果というのは認められておりませんが、福崎町におきましても需要を調査しまして、農地法本来の目的であります農地を守るという趣旨に合うのであれば検討していきたいというふうに考えております。

まちづくり課長 市街化調整区域における住宅の用途変更の10年の根拠でございます。国土交通省が開発許可運用指針を定めておりますけれども、市街化調整区域の用途変更を認めようとする建物が相当期間、これは10年程度を例示されておりますが、適正に利用され、さらに所有者の方が遠方に転居した場合など、やむを得ない事情にある場合に用途変更が可能とされております。

この基準を受けまして、許可権者であります兵庫県が、開発許可基準の中で10年間を示しております。都市部にお住まいの相続人の方が、親の家と農地を管理できないのでまとめて売りたい、相続したけれどもまとめて売りたいというケースは実際にございます。議員ご指摘のとおり、用途変更に必要な適法に10年間その住宅が使用されたという証明は困難なことから、市街化調整区域の空き家の利活用につきましては、現在進めております特別指定区域の地縁者住宅、また人口減少集落における新規居住住宅制度を利用できないかなどを、今、県と調整を行っている状況でございます。

三輪一朝議員 今、福永課長からもご回答頂戴したんですが、特別指定区域の制度なんですが、隣接する大字でないとだめとかってお聞きしたんですが、それはどうしようもないことなのでしょうか。

まちづくり課長 兵庫県の都市計画運用条例の中で特別指定区域を定めておりますけれども、その中の特別指定区域の地縁者住宅の要件としまして、所属する大字、また隣接の大字で10年以上生活をした方という条件になっております。

三輪一朝議員 非常にハードルが高いのをわかっておってこんな質問をしておりますので、町長がうなずかれるのも無理はないのかなという思いがしています。

できるだけ地方自治体から声を上げていくということで、特別指定区域の取り決めも変わったとお聞きしておりますので、県がその仕組みを変えとなると、また時間がたつと、その間に過疎が進んだりということにもなりかねませんので、なかなか難しいなとは思っております。

次の質問に移らせていただきます。先ほどお尋ねした30アールの下限面積要件に関するところですが、国策との整合性とか、それぞれの時代の法とか規則ということになります。今も松岡課長のほうからご回答いただいたところなんですが、相続が進んでいきますと、30アール未満とかいうことがどんどんどんどん進展していってしまうわけなんですけど、今のお言葉の中で1アールとかっていう極端な例だとは思いますが、ご回答を頂戴しました。

本町としましては、どの段階になれば、その1アールがいいのか、10アールがいいのか、別にして、そういった見直しをする、そのポイントになるとお考えでしょうか。

農林振興課長 今、福崎町ではできるだけ地区の農地につきましては、人・農地プランで計画を立てていただいた農業の担い手に集めていくという考え方でありまして、それについては所有権をその農家さんに渡すということではなくて、農地の使用权を集めていくという形であります。それ以外にその新しく福崎町へ入ってくる方というのがどれぐらいの需要があって、空き家とセットで農地も処分したいと言われるような方がどれぐらいあるのかというのを、まだ見きわめてはいない状況でありますので、この一、二年でまちづくり課といろいろ協議しながら決めていくことになると思っております。

三輪一朝議員 その認識といいますか、大切にさせていただいて、検討は少なくともしていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと存じます。

最後の質問になります。これも無理な質問だとわかっておるんですが、個別対策といいますか、そういったことのところになります。一例といたしまして、高岡地区につきましては、新たな住宅建設ですとか、空き家の流通には規制がある区域というところだと認識しております。人口減少が見られる地域では、これらの規制を緩めたり解除したりというところで本町の人口減少対策ですとか、地域の活性化につながると考えるのですが、今、これまで頂戴した言葉以外で、ご回答を頂戴できれば非常にありがたいと存じます。

まちづくり課長 高岡地区を例にとりますと、おっしゃるように全域が市街化調整区域となっております。住宅の建築が厳しく規制をされております。先ほど答弁しました特別指定区域以外の考え方ということでございますけれども、市街化と市街化調整区域の線引きの廃止については、福崎町では考えておらないところでございまして、それ以外の方法としては、なかなかおっしゃるように難しいわけですが、自由にどなたでも町外から受け入れられるかどうかというのは、その集落の考え方にもございますので、今後も自治会のほうと調整をしながら、新規居住者区域、どなたでも住める住宅区域を設けるのかどうか、そういったことも話の上で、決めていきたいと考えております。

三輪一朝議員 新規の方が居住できる区域、そちらのほうにどうしてもなってしまうのかなという思いもいたしております。

とはいえ、人口減少でありますとか、農地のことについて、お尋ねをしてまいったわけなんです、時間がたちますと余計に対応がしづらくなってこようかと思ひます。そういった問題がどんどんどんどん進展していくからだと思うからであります。町当局の努力も当然理解しておるつもりではございますが、多くの問題をはらんでいるというところで、認識をより一層高めたこととございまして。

以上で、質問を終了いたします。

議長 以上で、三輪議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後1時40分